

【消費生活の窓口から】

アナログ回線に戻す契約のはずがサポート契約に

～契約の中身をよく確認し、必要なければ断りましょう！～

大手通信会社の名前を出したので大手通信会社からの電話と思って契約してしまった、契約内容はよく分からなかったが安くなるならと思って契約してしまった、という相談が全国的に多く寄せられています。

〈事例〉大手通信会社のサポートセンターを名乗る事業者から「電話を光回線からアナログ回線に戻さないか」と電話が

あった。今は誰もインターネットを使っていないので、ちょうどいいと思い契約した。しかしその後、毎月サポー

ト料金として約3千円引き落とされていることが分かり、確認すると1年縛りでサポート契約をしているとのこと

だった。解約を申し出ると、今解約するとキャンセル料が発生すると言われた。（70歳代 女性）

【アドバイス】

◆勧誘を受けた事業者名をしっかり確認しましょう。

大手通信会社の名前を出していても、実際は関係のない事業者が勧誘をしているケースがあります。

◆勧誘を受けた際は、費用やサービス内容、解約条件などをよく確認し、必要ないと思ったらきっぱり断りましょう。

知らないうちに、回線の切り替えには必要のないサービスの契約を結んでいるケースもあります。

◆光回線をアナログ回線に戻す場合には、現在の契約先や回線事業者に問い合わせましょう。

◆困ったときや不審に思ったときは、一人で悩まず消費生活相談窓口か消費者ホット
ライン^{いやや}188（局番なし）に
相談しましょう

出典：国民生活センターホームページ「[アナログ回線に戻す契約のはずがサポート契
約に（PDF）](#)」

※ご相談・お問い合わせ先

中山町消費生活相談窓口（住民税務課 住民G内） ☎ 6 6 2 - 2 5 9 3